

索引号: 3/2021-00035 **主题分类:** 危险化学品安全监管;政策法规 **发文单位:** 应急管理部
成文日期: 2021年2月4日 **发文字号:** 应急厅[2021]12号 **发布日期:** 2021年2月7日
标题: 应急管理部办公厅关于印发危险化学品企业重大危险源安全包保责任制办法(试行)的通知
公文种类: 通知 **效力:** 有效

应急管理部公告
危险化学品企业重大危险源に対する安全確保
責任制度規程（試行版）通知
緊急管理部（2021）第12号

各省、自治区、直轄市の应急管理部門（局）、新疆生産建設兵団应急管理局、関連する中央企業へ：

危険化学品が具有している重大な危険性（以下、重大危険源と略称）の安全リスクに対する予防と管理は、危険化学品の安全生産作業の最優先事項です。危険化学品の安全生産作業を全面的に強化することに関する党中央委員会と国务院の決定と施策を誠実に実施する為、企業の安全生産に対する主要責任を徹底させて、重大危険源に関する安全リスクの予防と管理作業を標準化及び強化し、重大な事故を効果的に抑制するために、应急管理部は<<危険化学品企業重大危険源安全確保責任制度規程（試行）>>（以下<<規程>>と略称）を制定し、発行しますので、誠実に実施してください。併せて、以下の関連事項を通知します。

- (1) 各省の应急管理部門は、管轄内の関連企業を組織して、重大危険源安全責任制度を確立します。 関連企業に対し、2021年3月31日までに国の危険化学物質登録情報管理システムを通じて安全確保責任者に関する情報記入を完了し、2021年4月30日までに地域の应急管理部門への提出、企業広報委員会の設立、安全リスクコミットメント（宣言）発表内容の更新などの関連作業を完了するように督促し、重大危険源安全責任制度を全面的に実施する。
- (2) <<規程>>の**広報・研修を総合的に実施**します。集中講義や特別学習など様々な形態を採用して、関係企業が重大危険源安全リスクの予防と管理作業に対する意識をさらに高め、重大危険源安全責任の実行要件を深く理解・把握するよう指導する。<<規程>>の実施を促進するための措置を強化する。
- (3) <<規程>>の**危険化学品安全組織への導入・実施は、実情に応じて、3年間の措置行動計画リストに組み入れ実行**します。重大危険源安全責任制度の効果的な実施を通じて、企業の主要人物（キーパーソン）を把握し、重大危険源安全管理責任の弱点の補足・修正を加速し、重大危険源の本質的な安全水準を継続的に向上する。
- (4) 監督と指導を強化します。<<規程>>の実施状況の監督・検査の範囲に、重大危険源安全責任制度の進展・調整、危険化学品安全生産リスクの監視と早期警報作業メカニズム、重大危険源企業の共同監督メカニズムを組み込みます。：情報化技術の活用を注意を払い、オンライン検査と

抜取検査を強化し、保管責任者に早期警告情報を送信する機能を最適化し、オンラインとオフラインの監督・管理を統合し、重大危険源に潜在する安全リスクの調査・予防管理を常態化することにより持続的システムの構築を促進する。

应急管理部办公厅

2021年2月4日

危険化学品企業の重大な危険源に対する安全確保 責任制度規程（試行版）

第1章 一般規定

第1条 人々の生命と財産と安全を保護し、危険化学品企業の安全生産に対する主要な責任の実施を強化し、主要な安全リスクの管理・制御の責任を細分化し、重大な事故を防止する為に、<<中華人民共和国安全生産法>>、<<危険化学品安全管理条例>>規則、<<危険化学品重大危険源監督管理暫定規定>>等の法律、行政法規、部門規則に従って、この規程を制定する。

第2条 本規程は、应急管理部門から重大危険源危険化学品（以下、重大危険源と略称）に関する許可を取得する危険化学品の生産企業、販売（貯蔵を含め）企業、危険化学品を生産に使用する化工企業（以下、危険化学品企業と略称）に適用する。しかし、生産実体のないグループ会社の本社は除く。

第3条 危険化学品企業は、当該企業の重大危険源毎に、主要責任者、技術責任者、及び運用（操作）責任者を明確にし、全体管理、技術管理、運用（操作）管理の3つの観点から主要な危険源に対する安全確保を実行する。

第II章 安全確保の責任

第4条 重大危険源に対する主要責任者は、安全確保の対象とする重大危険源に対して以下の安全責任を負う。

- (1) 重大危険源の安全確保責任制度を確立・組織し、併せて、重大危険源に対して安全確保の責任を負う技術責任者、運用（操作）責任者を指名する。
- (2) 重大危険源の安全生産規則制度と運用（操作）規程を制定・組織し、併せて、それらの実施を確実にするための効果的な措置を講じる。
- (3) 重大危険源の管理と運用（操作）を行う要員を組織し、安全技能訓練を実施する。
- (4) 重大危険源の安全生産を確保するために必要な安全投資を行う。
- (5) 重大危険源の安全生産作業を監督および検査する。

- (6) 重大危険源の生産安全事故に対する緊急救助計画の対策を制定し、実施する。
- (7) 危険化学品登録情報管理システムを通じて、重大危険源に関する情報を記入するように組織し、重大危険源の安全監視・制御に関するデータが危険化学品安全生産リスク監視・早期警告システムにアクセスしていることを確実にする。

第 5 条 重大危険源に対する技術責任者は、重大危険源の安全確保について以下の安全上の職務責任を負う。

- (1) 重大危険源の安全監視・制御システムの構築を組織・実施し、制御措置を改善し、安全監視・制御システムが国内標準又は業界標準の規定に適合していることを保障する。
- (2) 組織的に、安全設備及び監視・制御システムに対して定期的な点検の実施、及び継続的な維持・メンテナンスを行い、効果的で信頼性の高い運用を確保する。
- (3) 個人及び社会が許容するリスク値の制限を超える重大危険源について、組織は、リスクが許容リスク標準の要件を満たすまで、対応するリスク低減措置を講じる。
- (4) 外部施行組織体及び要員の重大危険源について、関連する資格、安全管理等の状況についてのレビュー、重大危険源の変更管理のレビューを組織的に行う。
- (5) 四半期毎に少なくとも 1 回、重大危険源に対して潜在危険性安全リスク調査を組織的に行う。重要行事、重点期間及び休日の前に重点危険源の潜在危険性安全リスク調査を実施し、管理・制御措置及び管理（ガバナンス）計画を策定し、それらの実施を監督する。
- (6) 重大危険源に対する特別緊急時対応計画と現場処置計画について、組織的に訓練する。

第 6 条 重大危険源の運用（操作）責任者は、重大危険源の安全確保に対して以下の安全職責を負う。

- (1) 監督と検査に責任を負う各部署の人員は重大危険源安全生産規程制度及び運用（操作）規程を厳格に執行する
- (2) 重大危険源に関する特殊作業、点検・保守作業等の監督・検査を行い、作業上の安全管理措置の実施を監督・促進する。
- (3) 毎週少なくとも 1 回、重大危険源の潜在安全リスク調査を組織する。
- (4) 重大危険源の潜在的事故危険性を排除するために、速やかに措置を講じる。

第 III 章 管理措置

第 7 条 危険化学品企業は、重大危険源の安全警告標識の位置に、告示板を設置し、重大危険源の主要責任者、技術責任者、運用（操作）責任者の名前、対応する安全確保の職責者及び連絡先情報を明示し、スタッフの監督を受ける。

重大危険源の安全確保責任者と連絡先情報は、全国危険化学品登録情報管理システムに入力し、併せて地域の応急管理部門に報告しなければならない。関連情報を変更する場合は、変更後 5 日以内に全国危険化学品登録情報管理システムに更新しなければならない。

第 8 条 危険化学品企業は、<<危険化学品企業の安全リスク評価及び承諾告知制度の完全実施に関する応急管理部の通知>>（応急[2018]第 74 号）の関連要件に従って、社会に対して、重大危険源の安全リスクの管理・制御状況を告知し、安全承諾（コミットメント）掲示板に重大危険源安全確保責任に関する実施内容を追加する。

第 9 条 危険化学品企業は、重大危険源に対する主要責任者、技術責任者、運用（操作）責任者の安全確保職務履行記録を作成し、それらを照会及び追跡できるようにしなければならない。企業

の安全管理システムに、安全確保責任者の職務履行状況の評価、企業の安全生産責任制度の評価を有効性管理に組み込まなければならない。

第 10 条 地方の各級応急管理部門は、危険化学品安全生産リスクの監視と早期警告システムを改善し、重大危険源早期警告情報を対応する安全確保責任者にタイムリーに送信できるようにしなければならない。

第 11 条 各級の応急管理部門、危険化学品企業は、安全生産の標準化の構築、リスク階層の管理・制御及び潜在危険性調査と管理システムの確立を組み合わせ、情報化ツールを使用して重大危険源の安全管理を強化しなければならない。

第 IV 章 監督と検査

第 12 条 地方の各級応急管理部門は、危険化学品安全生産リスク監視及び早期警告システムを使用し、重大危険源に対する安全活動実行状況のオンライン検査及び抽出検査を強化し、また、重大危険源安全確保責任制度の実施状況を監督・検査の範囲に含めなければならない。

第 13 条 危険化学品企業が重大危険源の安全に関する要件に従わずに監視・制御をしなかった場合、重大危険源の主要装置（鍵となる装置）及び主要部の責任者を明確にしなかった場合、重大危険源の安全生産状況に対して定期的な検査を実施せず、潜在的な事故（インシデント）を排除する措置を取らなかった場合、およびその他の法規制違反行為があった場合、県級以上の応急管理部門は、法律・規制に従って調査・対処する。：犯罪を構成する関連する責任者の場合、法律に従って刑事責任を追及する。

第 14 条 地方の各級応急管理部門は、重大危険源を扱う危険化学品企業に対する監督・検査を強化し、関連する企業が重大危険源の識別、評価、届出、削除等の業務を行うように督促し、併せて危険化学品登録情報管理システムを通して重大危険源に関する情報を速やかに入力する。

第 V 章 附則

第 15 条 本規程に於ける下記の用語の意味：

- (1) 安全確保とは、危険化学品企業が、本規程の要件に従い、重大危険源に対する専従の主要責任者、技術責任者、及び運用（操作）責任者を指定し、併せて一種の安全生産責任制度として重大危険源に対する安全管理措置が確実に実施されていることを保証することです。
- (2) 重大危険源の主要責任者とは、危険化学品企業の主要な責任者が担当しなければならない。
- (3) 重大危険源の技術責任者とは、危険化学品企業の技術、生産、設備等の部門責任者レベル又は子会社（二次組織）の責任者レベルが担当しなければならない。
- (4) 重大危険源の運用（操作）責任者とは、重大危険源の生産単位、及び貯蔵・保管されている職場・単位の現場直接管理者が担当しなければならない。例えば、工場内部門長。

第 16 条 本規程は、発行日から実施され、3 年間有効である。<<応急管理部の重大危険源の発生源に対する責任制度の実施に関する通知>>（応急[2018]第 89 号）は同時に廃止する。

附件

重大危险源安全包保公示牌（示例）

重大危险源安全包保公示牌 编号：		
(危险化学品名称)	主要负责人	(姓名) (手机号码) (在企业的职务)
	技术负责人	(姓名) (手机号码) (在企业的职务)
(重大危险源级别) (最大数量/吨)	操作负责人	(姓名) (手机号码) (在企业的职务)
监督举报电话	(企业电话), (企业邮箱), 12350	
主要 负责人 职责	1. (包保责任原文) 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
技术 负责人 职责	1. 2. 3. 4. 5. 6.	
操作 负责人 职责	1. 2. 3. 4.	